

○厚生労働省告示第三百三十九号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへの収納価格を、令和四年度においてはあへんに含有されるモルヒネーキログラムにつき二十三万四百円と定めるので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年九月十七日

厚生労働大臣 田村 憲久